

中小企業の会計に関する検討会 第10回 ワーキンググループ
議事要旨

日時:平成 23 年 12 月 26 日(金) 14:00～16:00

場所:経済産業省別館 11F 1120 会議室

議事概要:日本商工会議所より配布資料について説明の後、自由討議。WGにおいて検討すべき論点について意見交換を行った。

<報告書案>

報告書の内容はこれでよいと思う。基本要領の普及にも関連するが、略称を検討した方がよい。「中小要領」、「中小会計要領」を提案する。

この要領は経営者や経理担当者というような必ずしも会計専門家ではない方が見ることを考えれば、略称には「会計」という言葉を入れた方がよいのではないか。「中小会計要領」はどうか。

略称には「会計」という言葉を入れて、「中小会計要領」がよいのではないか。

略称は短い方がよい。「中小指針」と同じように考えれば、「中小要領」でよいのではないか。4文字がよい。「基本要領」「中小要領」「会計要領」などでどうか。

相当程度規模の小さい事業体に対して「これだけはやってください」という意味を込めるのであれば「基本要領」ではないか。「中小会計要領」となればこの要領のどの部分が大事な部分なのかという疑問が起こるのではないか。

「中小会計要領」を支持される方が8名で多数なので、報告書の記載については「中小会計要領」とし、「会計要領」「中小要領」「中小基本要領」「基本要領」の案が出たことも併せて親委員会に報告する。

「管理会計を適切に活用することも重要」と中小会計研究会中間報告書は示している。経営者が自社の経営状況を把握することが大事であるという目的を表すため、「これによって得られた財務情報を活用して」の部分を「これによって得られた財務情報等を活用して」とし、定性情報も読み取れる記載にしてほしい。

<総論>

意見なし。

修正案を以てワーキンググループの案とする。

<各論>

意見なし。

修正案を以てワーキンググループの案とする。

<様式集>

実務家からは一般的ではない科目や不足していると思われる科目等があり、多くの意見を聞くところ。様式集はひとつの雛形であり、趣旨を変えない限りは科目の置き換えは構わないという一文があればありがたい。

様式集の【記載上の注意】の最後にその趣旨を記載している。

様式集の【記載上の注意】の最後の文章に、「株主資本等変動計算書」等を入れることはできないか。

株主資本等変動計算書については、会社法でも柔軟性はあまりなく、適宜勘定科目を加除・集約するということはあまり考えられないという考えから、記載していないものと考えられる。

中小指針では、該当がない場合には省略できるといった趣旨の注記があるのではないか。

それでは【記載上の注意】の最後の文章に「株主資本等変動計算書」を追加し、最後に「また、該当する科目がない場合には省略することができる。」という一文を追加する形で修文する。

<パブリックコメントへの対応資料について>

最も多い答えとして、「総論5. の通り、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行の中から選択して適用することとなる」とあるが、総論5. は包括的な記載になっているため、「総論5. によって対応できる。」とした方がよい。

親会で基本要領が確定し、基本要領を公表するタイミングで、パブリックコメントへの対応資料も公表したいと考えている。パブリックコメントへの対応資料については、改めて委員の方から適宜意見をいただき、必要に応じてワーキンググループ又は親会の方で検討していただくこととする。報告書案、総論、各論、様式集については、ご意見のあった細かな修文を行い、ワーキンググループの修正案として親会に報告することとしてよいか。

<< 異議なし >>

< 今後の進め方について >

これまでの中小企業の会計を巡る経緯の中でも、税理士会、公認会計士協会、及び日商等の中小企業団体では会計に対する見解に違いがあり、今後もその見解が完全に一致することはないと思うが、本要領の普及を考えれば、それらの団体が共にスクラムを組んで普及に取り組める体制作りが最も重要である。金融庁、中小企業庁からもそのような体制作りが可能となるようにサポートしてほしい。

それぞれの団体が個別に普及策を展開していく形ではなく、全団体等の総意を以て普及に取り組んでいく必要がある。中小指針が出来た時も数々の普及策が行われていたと思うが、全体像が分からないため、事務局の方で取り纏めてもらえれば今後の議論に有益である。

実務の立場からすると、インセンティブ、社会的要請を考えなければならない。第一に、経営者自身が自立力を自覚して経営を行っていくことが重要であり、第二に金融インセンティブが重要である。今後金融環境が厳しくなっていく見込みの中で、経営者がより信頼性のある決算書を作成し、経営目標を持って自主的に取り組む姿勢と、その姿勢を地域金融機関が評価するような体制作りが必要である。金融庁の方からも金融機関を促すような体制作りをしていただき、民間団体の方からは経営者の自覚を促すような取組が必要である。

中小企業の経営者が、全体の中での自社の位置付けや自社の強み弱みを会計数値から分析できるような体制作りが重要である。中小企業庁は、数年前から中小企業の財務指標の作成公表を行わなくなったが、まだ公表を続けている実態調査結果等から自社の位置づけが分析できるような体制作りはできないか。

中小指針の普及策の中で最も効果があったのは、チェックリストによる信用保証協会の保証率割引制度であったが、本要領についても中小指針の場合の扱いと同程度の制度設計でなければ本要領の普及は難しくなる。是非とも同程度の制度設計としてほしい。

自社の経営状況の把握などによって具体的に経営者にとってどのようなメリットがあるかを示す必要がある。本要領に基づいて、経営者が会計専門家等に決算書の作成だけでなく、「自社の経営に役立つ提案」も求めることができるようになる。会計専門家は、そうした経営者の要望に応えられなければならないようになるのでは。

中小企業の中には、既にこの要領の会計水準を当然に実施しているところも少なくない。普及のための制度設計を考えるならば、結果としてそうした企業だけが金融メリット等を受けるものにならないようにしたほうがよい。これから会計面も頑張っけて整備していこうとする企業が、メリットを受けられるようなものを志向した制度になれば普及につながるのではないかな。

本要領を多くの企業に利用していただく目的は、経営者自身が自社の財務諸表を理解し、金融機関等のステークホルダーとの関係において目線を共有し、説明力を高めるということである。そのような観点から、財務諸表の見方や分析の仕方、金融機関への説明の仕方等をセミナーに取り入れる工夫をしていただければよいのではないかな。

保証協会の割引制度については、チェックリストを税理士にもらうだけで、実際には経営者が会計の内容を全く理解していないという実態があった。今回の要領の普及策については、経営者が会計をどのように活用できるのかを考えて行っていく必要がある。

中小企業の立場からすれば、元々やっている税務会計ではなく、会計の考え方に基づいて計算書類を作成するからには、何かしらのメリットがあつてほしいと考える。自社の経営状況を適切に把握できるようになることに加え、企業の重大関心事である金融取引において、計算書類を受け取る金融機関が会計を適用していることについて考慮してくれることが本要領の普及を図る上で重要になる。金融庁には金融機関に対してそのような方向付けをしてほしい。

各団体が普及策を検討するということであるが、どの程度の発表を求められているのかイメージを教えてほしい。予算が必要となるようなことや制度的な面までコメントをしてよいのか。

今後の普及について共同事務局から案が示されたが、日本商工会議所としても出来る範囲内で極力対応していきたい。日税連やその他の関係団体とも意見交換をしていきたい。各団体へのお願いでもあるが、本要領が出来た意義や意味を踏まえ、企業の発展に資するという大きな考え方の下に一体となつて取り組んでいくことが必要ではないかと思う。皆様にもそのような考え方で、次回のワーキンググループでは各団体の取組について発表していただきたい。